

平成13年4月17日
監 査 事 務 局

問い合わせ先
監査事務局総務課
電話 03-5320-7011

中央卸売市場の職員が勤務時間終了前の退庁等を行っているにもかかわらず減額せず給与を支給したことを違法不当として損害補てん等を求める住民監査請求監査結果

第 1 請求の受付

1 請求人

大田区 野中久保

2 請求書の提出

平成13年1月29日

3 請求の内容

(1) 主張事実

ア 東京都中央卸売市場食肉市場では、作業第一課及び作業第二課の現業職員が長年にわたり勤務終了時刻前の退庁（以下、この行為を「ヤミ早退」という。）をしている。

イ 右職員の正規の勤務時間は午前8時から午後4時45分までである。

ウ なお、請求人は現在、右市場の設備課に配属されている東京都職員である。

エ ヤミ早退は毎日午後2時以降行われ、右職員のうち会議等の予定のない者は三々五々退庁している。請求者は内部職員としてヤミ早退を日々目撃している。具体的には、右職員の控室である東第三事務所において午後2時になると「在庁確認」なる確認が行われ、確認用紙の各自の氏名欄に押印すれば退庁してよいことになっている旨、請求人は情報を得ている。

オ ヤミ早退は食肉市場の場長をはじめとして各管理職及び係長等ぐるみで黙認し、作業第一課及び作業第二課の現業職員は何らのとがめ等を受けることなく退庁しているのである。

また、総務局人事部もこの事実を知りながら監査指摘をせず黙認しているという話が食肉市場の内部にはある。

カ なお、別添事実証明書記載のとおり、現在、本年1月から3月までの特殊事情（衛生確保工事）期間中においては、「ヤミ遅参」も行われている。

キ ところで、「職員の給与に関する条例」（昭和26年6月14日条例第75号）第14条第1項によれば、職員が勤務しないときは、休日等の場合を除き、減額して給与を支給することとなっている。

ク しかし、東京都知事及び本件財務会計関係職員は、ヤミ早退に対する具体的な是正措置及び処分等を怠り、東京都に損害を与えている。

右損害額は年間数億円にものぼる。

(2) 事実証明書による主張（要旨）

ア 事実証明書「請求者の陳述書」の内容

(ア) ヤミ早退及びヤミ遅参が行われたとする日時、人数、氏名等を個別的、具体的に特定している。

(イ) 職員が通勤に使用しているとするバイクについて、駐車及び不駐車を確認した日時、車両登録番号等を特定している。

イ 事実証明書「請求者が撮影した写真」の内容

(ア) 人物が写されている写真（ヤミ早退及びヤミ遅参をする作業第一課及び作業第二課の現業職員を示すとする写真）

(イ) バイクが写されている写真（作業第一課及び作業第二課の現業職員が通勤で使用するバイク及びその駐車・不駐車の状況等を示すとする写真）

(3) 措置要求

当該行為を防止及び是正し、怠る事実を改め、当該行為及び怠る事実によって東京都の被った過去1年間の損害を補てんするために必要な措置を講ずべきことを請求する。

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

中央卸売市場食肉市場（以下「都食肉市場」という。）の作業第一課及び作業第

二課の食肉処理業務に携わる技能系職員（以下「本件職員」という。）の給与支出に関し、次の事項を監査対象とした。

- (1) 所定の手続を行わず、正規の勤務時間終了前に退庁した事実（以下「やみ早退」という。）があったか否か、また、その事実があったとするなら、当該時間相当分の給与額を減額しているか否か。
- (2) 所定の手続を行わず、正規の勤務時間開始後に出勤した事実（以下「やみ遅参」という。）があったか否か、また、その事実があったとするなら、当該時間相当分の給与額を減額しているか否か。

2 監査対象局

中央卸売市場を監査対象とした。

また、都食肉市場について実地調査を行うとともに、都食肉市場場長、同副場長及び同作業第一課長（以下「場長等」という。）並びに中央卸売市場経営管理部総務課長（以下「本場総務課長」という。）に対し事情聴取を行った。

なお、都食肉市場作業第二課長については、休暇中であったため、同場長及び同副場長から、作業第二課に関する事情聴取を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第5項の規定に基づき、平成13年2月26日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において、請求の趣旨の補足を行うとともに、新たな証拠として、「東京都職員措置請求書に係る証拠の提出及び陳述について」と題する書面を提出した。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

- (1) やみ早退が行われていたにもかかわらず、減額せず給与を支給したことを違法・不当として、当該時間相当分の給与額の補てん等を求める請求については、理由がないものと認める。

- (2) やみ遅参が行われていたにもかかわらず、減額せず給与を支給したことを違法・不当として、当該時間相当分の給与額の補てん等を求める請求については、理由があるものと認める。

したがって、このことについて、法第242条第3項の規定に基づき、知事に対し別項のとおり勧告する。

なお、職員の管理監督及び庁舎管理上、適正を欠く点が見受けられたので、中央卸売市場長に対し、別項のとおり意見を付す。

1 事実関係の確認

- (1) 東京都中央卸売市場食肉市場の概要について

東京都中央卸売市場食肉市場は、都内で唯一の食肉を取り扱っている卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づく中央卸売市場であり、と場を併設している。その概要は、表1のとおりである。

（表1）東京都中央卸売市場食肉市場の概要

区分	本場	分場
所在地	港区港南二丁目7番19号	港区港南五丁目1番27号
業務開始	市場：昭和41年12月19日 と場：昭和11年12月1日	市場：昭和58年4月1日 と場：なし
取扱品目	食肉	食肉
取扱数量	食肉：360トン	食肉：23トン
と畜頭数	大動物（牛馬）：360頭 小動物（豚等）：1,201頭	—

（注）取扱数量及びと畜頭数は、平成11年の1日当たりの数値である。

- (2) 東京都中央卸売市場食肉市場における都の業務内容、組織等について

都は、東京都中央卸売市場食肉市場の開設者として、同市場の運営に当たり、施設の維持、使用等の管理事務及び取引業務の指導監督を行っている。

また、都は、と畜場法（昭和28年法律第114号）及び東京都立芝浦屠場条例（昭和39年東京都条例第85号）に基づき、同市場に、と場を設置し、と畜解体業務を行っている。

なお、都食肉市場の組織及び人員は次の図のとおりであり、また、作業第一課及び作業第二課の分掌事務は表2のとおりである。

(図) 都食肉市場の組織及び人員(定数) (平成12年4月1日現在)



(表2) 作業第一課及び作業第二課の分掌事務

作業第一課	<ul style="list-style-type: none"> ・大動物のと畜解体業務に関すること。 ・大動物の伝染病予防及び治療に関すること。 ・と畜の衛生保持に関すること。
作業第二課	<ul style="list-style-type: none"> ・小動物のと畜解体業務に関すること。 ・小動物の伝染病予防及び治療に関すること。

(3) 勤務時間に関する規定について

ア 本件職員に適用される規定について

地方公務員の勤務条件等を規定している地方公務員法(昭和25年法律第261号)は、第57条において、一般職に属するすべての地方公務員のうち、単純な労務に雇用される者については、別にこれを定めるとしている。

本件職員は、同条に規定されている「単純な労務に雇用される者」に当たるため、その勤務時間については、地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)附則第5項の規定により、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第1項の規定が準用される。

このため、本件職員の勤務時間については、条例で定める必要がなく、労働基準法(昭和22年法律第49号)第9章により、就業規則で定めることになる。

したがって、本件職員の勤務時間については、就業規則に替わるものとして知事が定めた、職員の勤務時間等に関する規程(平成7年東京都訓令第6号。以下「勤務時間規程」という。)が適用されることになる。

同規程第2条において、本件職員の勤務時間については、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第15号。以下「勤務時間条例」という。)の規定を受ける者の例によると定められている。

イ 勤務時間の特例設定について

勤務時間条例第3条第1項によると、職員の正規の勤務時間は、1日につき8時間を割り振ると定められており、具体的な割り振り時間については、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成7年東京都訓令第5号）第2条により、休憩時間を除き午前8時30分から午後5時15分までと規定されている。

しかしながら、同規程第6条第1項によると、職務の性質により、正規の勤務時間の割り振りをできない職員については、総務局長と協議の上、別に定めること（以下「特例設定」という。）ができると規定されている。

本件職員に関する勤務時間については、総務局長と協議の上、平成4年7月1日付けで特例設定が行われ、午前8時から午後4時45分までと定められている。

ウ 給与減額に関する規定について

職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号。以下「給与条例」という。）第14条第1項によれば、職員が勤務しないときは、任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき1時間当たりの給与額を減額して支給すると規定されている。

また、給与の減額は、減額すべき事実のあった日の属する給与期間（月の1日から末日までの期間をいう。）のものを、その給与期間又は次の給与期間の給料支給の際に行うと定められている（職員の給与に関する条例施行規則（昭和37年東京都規則第172号。以下「給与条例施行規則」という。）第7条第1項）。

2 監査対象局の説明

(1) 作業第一課及び作業第二課における通常の作業内容及び作業時間について

作業第一課及び作業第二課における通常の作業内容は、まず作業の事前準備である水まき、機械類の点検を行った上で、と畜解体作業に入る。と畜解体作業が終わった後は、作業台、機械類の清掃及びナイフ等の道具類の片付けなどを行い、午後1時頃、作業終了となる。ただし、機械類等のトラブルが発生した場合には、当日のと畜頭数が終了するまで作業を継続し、作業終了時間は大幅に遅れることになる。

また、午後2時頃に本件職員について、在庁の確認を行った後においても、
入浴や食事

作業上の問題点や衛生対策上の課題等について検討を行う班会議、技能主任
会議、技能長会議等の打ち合わせ

翌日の作業準備であるナイフ研ぎ等の道具の手入れ

緊急と畜作業

体力の維持、増強や腰痛防止のための訓練

作業時に着用していた下着等の洗濯

など、本件職員は、様々な場所で、様々な業務に従事している。

なお、作業第一課及び作業第二課における通常の作業内容及び作業時間について
は、概ね表3のとおりである。

(表3) 作業第一課及び作業第二課における通常の作業内容及び作業時間

時刻	作業内容等
8時00分	・始業準備(水まき、機械類の点検等)(*)
8時20分頃	・作業開始 (作業第一課は銃撃、作業第二課は麻酔室への追い込み) ・と畜解体作業
12時15分頃	・最終現場で作業(作業第一課は背割り・枝肉の掛け替え、作業第二課は、自動背割り機による背割り、自動洗淨)の終了 ・清掃開始
13時00分頃	・最終現場で終業点検 ・食事、入浴等
14時00分頃	・在庁確認 ・緊急と畜作業 ・食事、入浴、会議、ナイフ研ぎなど道具の手入れ ・腰痛防止体操、作業時に着用した下着の洗濯等
16時45分	・退庁

(*)多くの職員は、勤務時間開始前から、始業準備(水まき、機械類の点検等)を行っている。

(2) 勤務時間終了前の退庁について

ア 勤務時間終了前の退庁について

本件職員に関する勤務時間については、平成4年7月1日付けで行った特例設定により、午前8時から午後4時45分と定めているものであり、請求人のような、やみ早退を慣行として認めている事実はない。

なお、全職員について、個々具体的にその退庁状況は把握していない。

また、本件住民監査請求後に、改めて事実関係の調査を行ったが、やみ早退という事実は確認できなかった。

さらに、事実証明書「請求者の陳述書」において氏名が特定されている職員に対して、個別に記載内容について事情聴取を行ったが、いずれの職員も、記憶がないと述べており、請求人が特定した日時における、やみ早退の事実は確認できなかった。

イ 「在庁確認」の意味と実施経緯について

「在庁確認」は、勤務時間内に退庁する職員が見られたことから、平成3年5月から実施したものである。

また、「在庁確認」の具体的内容は、毎日午後2時から午後2時15分の間に、本件職員の控室である東第三事務所（以下「本件職員控室」という。）において、氏名が記載された帳票に、本件職員一人ひとりが、押印又はサインをすることにより、作業第一課長及び作業第二課長が、各々の所属職員の在庁を確認するとともに、必要な事項の連絡等を行うものである。

また、「在庁確認」を、このような時間に設定したのは、当該時間の前は食事や入浴で、当該時間の後は、食事、入浴のほか、会議、道具の手入れ等の理由で本件職員が集まりにくいことによるものである。

しかしながら、こうした「在庁確認」という行為が、都民からの誤解を受けやすいことから、平成13年1月30日をもって廃止したところである。

(3) 衛生対策工事に伴う出勤時間の変更について

作業第一課が担当している大動物のと畜解体作業は、Aライン及びBラインの二つのラインのほか、特別と室、病畜と室で行われている。都食肉市場においては、衛生対策工事として、平成12年度中に大動物棟の改修工事を行う必要があることから、Bラインを休止させAラインのみで、と畜解体作業を行うことにな

った。

1ラインを休止させ、1ラインのみで、と畜解体作業を現行の作業体制で行った場合、と畜頭数を減少せざるを得ないことになる。このことは、都民に対し安定した食肉を供給するという責務を果たせないことにつながり、さらに、卸売業者をはじめ関係業者に対し多大な影響を与えることにもなる。都食肉市場としては、このような事態を未然に防ぐ必要が生じた。

このため、作業第一課の作業体制について検討を行った結果、緊急措置として、平成13年1月9日から、Aラインの稼働により、早番（午前8時から）と遅番（午前10時30分から）の2交替の作業体制としたものである。

こうした、1ラインで1日のと畜頭数を確保するという措置は、前例のないものであり、次の点などで、作業の安全性の確保等が問題となった。

AラインとBラインでは、機器の向き、流れが異なるため、慣れていない本件職員にとっては、怪我^{けが}などが起きやすく緊張が強られること。

当該措置に伴う作業第二課からの応援職員については、作業第一課の作業経験がないため、作業に細心の注意を要することから、精神的負担が大きいこと。

遅番は、と畜解体作業中は、通常の昼食時間帯に食事がとれないこと。

こうした点を考慮し、出勤時間についても、早番は従前どおり午前8時とし、遅番は午前10時30分に変更したものである。

しかしながら、当該措置は、短期、臨時のものと考えていたため、遅番の勤務終了時間の延長は行わず、また、勤務時間の特例設定も行わなかった。

なお、工事着工から1か月経過し、作業の安全性、円滑性が確認できたため、当該措置を解除し、平成13年1月31日から通常の出勤時間に戻したものである。

出勤時間の変更に関する当初計画と実施状況は、表4のとおりである。

(表4) 出勤時間の当初計画と実施状況

区 分	当初計画	実施状況
期 間	平成13年1月9日から 同年3月16日まで	平成13年1月9日から 同月30日まで
出勤時間	早番：午前 8時00分 遅番：午前 10時30分	同 左
実施人数	早番：62名 遅番：62名	同 左

(注) なお、実施人数には、応援要員として、作業第二課の職員が入っている。

3 判断

以上のような事実関係の確認及び監査対象局の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求において請求人は、やみ早退及びやみ遅参が行われていたにもかかわらず、減額せず給与を支給したことを違法・不当として、当該時間相当分の給与額の補てん等を求めているものと認められる。

ところで、給与条例第14条第1項によれば、職員が勤務しないときは、任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき1時間当たりの給与額を減額して支給すると規定されている。また、給与条例施行規則第7条第1項によれば、給与の減額は、減額すべき事実のあった日の属する給与期間のものを、その給与期間又は次の給与期間の給料支給の際に行うものとされている。

したがって、本件請求事項を判断するに当たっては、やみ早退及びやみ遅参の事実があったか否か、また、その事実があったとするなら、当該時間相当分の給与額を減額しているか否かについて検証する必要がある。

そこで、以下、このことについて判断する。

(1) やみ早退について

ア 場長等に対する事情聴取

やみ早退の事実があったか否かについて、事実証明書「請求者の陳述書」及び「請求者が撮影した写真」を示した上で、場長等に対し事情聴取したところ、次のような証言を得た。

(ア) やみ早退を慣行として認めてきた事実はない。しかしながら、本件職員控室で午後2時頃に行っている「在庁確認」の後は、所属課長は、本件職員控室とは別棟の事務棟で執務を行っているため、全職員について個々具体的に退庁状況を把握していない。

(イ) 事実証明書「請求者が撮影した写真」のうち、人物が写っているものについては、次の理由により、本件職員とは確認できない。

被写体が小さい。

被写体が、後ろや横向きである。

写っている人物は、いずれも私服であるが、本件職員は、作業時には、貸与被服及びヘルメットを着用しているため、写真の人物が本件職員か明

確には確認できない。

- (ウ) 都食肉市場の場内には、駐輪場はなく、請求者が撮影した写真のバイクは、どこにとめられているのかが不明である。したがって、当該バイクを誰が使用しているのかについては、確認できない。

なお、都食肉市場においては、職場までバイク通勤を通勤経路と認定している職員はいない。

イ 本場総務課長に対する事情聴取

本場総務課長に対し、請求人が、事実証明書「請求者の陳述書」において氏名を特定している職員に対する事情聴取の内容について確認を求めたところ、「いずれの職員も、記憶がないと述べており、請求人が特定した日時における、やみ早退の事実は確認できなかった。」との証言を得た。

ウ 室内取締簿について

(ア) 実地調査により確認した内容

本件職員控室における最終退庁時間を確認するために、室内取締簿について調査を行った結果、次のことを確認した。

作業第一課の室内取締簿に記載された退庁時間は、過去1年間において、午後4時45分以降であること。

作業第二課においては、平成13年1月29日以前の室内取締簿はなく、同月30日以降のものが存すること。

(イ) 都食肉市場場長及び同副場長に対する事情聴取

都食肉市場場長及び同副場長に対して、作業第二課の平成13年1月29日以前の室内取締簿がないことについて、事情聴取したところ、次のような証言を得た。

当該課においては、平成13年1月29日以前は、室内取締簿を作成していなかった。

ただし、室内取締簿の用紙を転用して、緊急と畜の当番表に当たる簿冊を作成していた。また、この簿冊の「退庁時間の欄」には、最終退庁時間ではなく、常に緊急と畜当番の終了時刻（午後3時45分）を記載し、当番者が記名・押印していた。

なお、当該課の本件職員控室の施錠は、この簿冊に鍵を付けて行っていた。

このため、こうした事情を知らない者が当該簿冊をみた場合、誤解を生むおそれがあることから、これを廃棄した。

平成13年1月30日から、最終退庁者や最終退庁時間が把握できる本来の室内取締簿を作成し、使用している。

以上のような、事情聴取等の結果から、次の点において、やみ早退が行われていた可能性を否定することはできない。

ア 現在は、廃止されているとはいえ、本件請求提出日以前までは、毎日午後2時頃に「在庁確認」を行っていたこと。

また、「在庁確認」の後、所属課長は、本件職員について個々具体的に退庁状況を把握していないこと。

イ 作業第二課においては、室内取締簿の用紙を転用して作成していたとする緊急と畜当番表に当たる簿冊を、本件請求提出後に廃棄しているが、こうした行為は、やみ早退の事実があったのではないかという疑念を生じさせること。

しかしながら、やみ早退が行われた可能性を否定できないとしても、次の事由により、やみ早退を理由に、給与減額を行うことは困難であるといえる。

ア 都食肉市場において、本件職員に対し、慣行として一定時刻以降の退庁を認めていたという事実は確認できなかったこと。

イ 本件職員について、一定時刻以降の退庁を認める慣行が確認できない以上、一律に一定時間分の給与を減額するという措置はとれないこと。

ウ 仮に、やみ早退の事実があったとしても、個々に勤務をしなかった時間を特定することは不可能であること。

エ 請求人は、やみ早退の証拠として写真を提出し、その撮影時刻を明記しているが、同写真に写っている人物が本件職員であるか否かを確認することはできなかったこと。

オ 請求人が、事実証明書「請求者の陳述書」で氏名、退庁時間を特定した本件職員についても、当該時間における退庁の事実は確認できず、請求人が示した事実が正しいという確証も得られなかったこと。

よって、やみ早退が行われていたにもかかわらず、減額せず給与を支給したことを違法・不当として、当該時間相当分の給与額の補てん等を求める請求人の主

張は認められない。

ただし、管理者が、職員の退庁状況を把握していないことや、作業第二課においては、これまで室内取締簿を作成していなかったことは、職員の管理監督及び庁舎管理上、適正を欠くものといわざるを得ない。

また、いかなる理由があつたといえ、平成13年1月29日以前にあつた室内取締に関する簿冊を廃棄したことは、極めて遺憾といえる。

(2) やみ遅参について

場長等に対する事情聴取及び実地調査により、次のことを確認した。

ア 都食肉市場においては、衛生対策工事として、平成12年度中に大動物棟の改修工事を行う必要があることから、平成13年1月9日から2ラインのうち1ラインを休止させ、1ラインで、と畜解体作業を行うことになったこと。

イ このため、平成13年1月9日から、作業体制を早番と遅番の2班に分けると同時に、出勤時間についても、早番と遅番に分け、早番は従前どおり午前8時とし、遅番は午前10時30分に変更していること。

しかしながら、遅番の勤務終了時間については、延長せず、規定どおり午後4時45分であつたこと。

ウ 遅番の勤務時間の変更については、勤務時間規程に定められた特例設定を行っていないかつたこと。

エ 平成13年1月31日から当該措置を解除し、通常の出勤時間に戻していること。

オ 平成13年1月9日から同月30日までの勤務を要する日16日分について、遅番62名については、午前8時出勤のところ午前10時30分の出勤としていたにもかかわらず、給与条例第14条第1項に定められた給与減額を行っていないこと。

以上のことから、上記16日間については、所定の手続を行わずに、勤務時間を1日当たり2時間30分短縮したものといえる。

したがって、当該短縮時間に対して支給された62名分の給与相当額が、都が被った損害に当たるものといえる。

よって、やみ遅参が行われていたにもかかわらず、減額せず給与を支給したこと

を違法・不当として、当該時間相当分の給与額の補てん等を求める請求人の主張には、理由があるものと認める。

【知事への勧告】

法第242条第3項に基づき、知事に対し、次の措置を講じることを勧告する。

(1) 措置すべき事項

所定の手続をとらず正規の勤務時間の開始時刻を遅らせ、勤務時間を短縮したことにより、都が被った損害額を十分精査の上、これを確定し、その補てんのために必要な措置を講じること。

(2) 措置期限

平成13年9月30日

(中央卸売市場長に対する意見)

中央卸売市場長に対して、次のとおり意見を付す。

- (1) 職員の出退勤の状況把握など、職員の管理監督については、都民から誤解や不信を受けることのないよう、万全を期すこと。
- (2) 今後、勤務時間等の変更の手続については、勤務時間規程に基づき適正に行うこと。
- (3) 室内取締簿の作成など、庁舎管理に関する事項については、東京都庁内管理規則（昭和45年東京都規則第92号）に基づき適正に行うこと。

資料（東京都職員措置請求書等）

東京都職員措置請求書

東京都職員に関する措置請求の要旨

一 請求の要旨（千字以内）

- 1 東京都中央卸売市場食肉市場では、作業第一課及び作業第二課（以下、この両課を総称して「作業課」という。）の現業職員が長年にわたり勤務終了時刻前の退庁（以下、この行為を「ヤミ早退」という。）をしている。
- 2 右職員の正規の勤務時間は午前八時から午後四時四十五分までである。
- 3 なお、請求者は現在、右市場の設備課に配属されている東京都職員である。
- 4 ヤミ早退は毎日午後二時以降行われ、右職員のうち会議等の予定のない者は三々五々退庁している。請求者は内部職員としてヤミ早退を日々目撃している。具体的には、右職員の控室である東第三事務所において午後二時になると「在庁確認」なる確認が行われ、確認用紙の各自の氏名欄に押印すれば退庁してよいことになっている旨、請求人は情報を得ている。
- 5 ヤミ早退は食肉市場の場長をはじめとして各管理職及び係長等ぐるみで黙認し、作業課現業職員は何らの咎め等を受けることなく退庁しているのである。また、総務局人事部もこの事実を知りながら監査指摘をせず黙認しているという話が食肉市場の内部にはある。
- 6 なお、別添事実証明書記載のとおり、現在、本年一月から三月までの特殊事情（衛生確保工事）期間中においては、「ヤミ遅参」も行われている。
- 7 ところで、「職員の給与に関する条例」（昭和二十六年六月十四日条例第七十五号）第十四条第一項によれば、職員が勤務をしないときは、休日等の場合を除き、減額して給与を支給することとなっている。
- 8 しかし、東京都知事及び本件財務会計関係職員は、ヤミ早退に対する具体的な是正措置及び処分等を怠り、東京都に損害を与えている。右損害額は年間数億円にものぼる。
- 9 よって、請求者は、当該行為を防止及び是正し、怠る事実を改め、当該行為及び怠る事実によって東京都のこうむった過去一年間の損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求する。

（以上、原文のまま掲載）

事実証明書

- ア 「請求者が作成した東京都中央卸売市場食肉市場の見取り図（東第三事務所の位置及び作業課の退庁口等を示したもの）」
- イ 「請求者が作成した作業課現場における通常の業務形態」
- ウ 「請求者が作成した作業課現業職員のヤミ早退の方法」
- エ 「請求者が作成した1月から3月までの特殊事情」
- オ 「請求者が試算したヤミ早退等による損害額」
- カ 「請求者が作成した作業課現業職員のヤミ早退の歴史」
- キ 「請求者の陳述書(ヤミ早退等の調査結果等を示したもの)」
- ク 「請求者が撮影した写真(ヤミ早退等をする作業課現業職員その他を示したもの)」
- ケ 中央卸売市場が作成した食肉市場の仕事内容等が記載されたパンフレット「東京肉のいちば」、「東京肉のいちば(資料編)」、「地域とともに発展する食肉市場・芝浦と場」
- コ 「請求者の陳述書(二)」
- カ 「請求者が撮影した写真(ヤミ遅参する作業課現業職員を示す。)」
- キ 本件請求に関する新聞記事（平成13年1月30日付の朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、東京新聞及び平成13年2月2日付けの都政新報）